

那覇市立学校オージオメーター校正点検制限付一般競争入札の実施について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項及び地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則(平成 26 年那覇市規則第 59 号)第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 算



1 入札に付する事項

- | | |
|-------------|---|
| (1) 件 名 | 那覇市立学校オージオメーター校正点検 |
| (2) 履 行 内 容 | 那覇市ホームページに記載している「那覇市立学校オージオメーター校正点検仕様書」のとおり |
| (3) 校 正 対 象 | 那覇市ホームページに記載している「オージオメーター一覧」のとおり |
| (4) 履 行 期 間 | 契約日から令和 7 年 9 月 30 日 |
| (5) 最低制限価格 | 設定しない。 |
| (6) 様 式 等 | 那覇市ホームページからダウンロード |

2 入札参加資格要件

入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 本市法制契約課が管理する「令和 6・7 年度那覇市物品購入等入札参加資格者名簿」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないものであること。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するとみとめられたものにあつては、入札参加停止期間を経過していること。
- (4) 沖縄県内に事業所を有していること。
- (5) 本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者であること。

- (7) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。(公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていないものであること。(6)に該当するものを除く。)
- (8) 那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号)第2条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。

3 契約条項を示す場所 那覇市ホームページ内

4 入札説明会について 入札説明会はい行いませんので、入札心得及び那覇市立学校オージオメーター校正点検仕様書を熟読してください。

5 質問の方法・回答

- (1) 質問の方法 質問書(市指定様式)を学務課宛にFAXで提出すること。
※FAX後、必ず確認の電話をすること。
FAX : 098-917-3380
- (2) 質問期限 令和7年7月18日(金)
- (3) 回答方法 令和7年7月22日(火)までに那覇市ホームページへ掲載する。
※質問の提出がない場合は、回答の掲載は行いません。

6 入札参加申請方法

- (1) 本件入札に参加を希望する者は次に掲げる書類を提出すること。
ア (様式1) 入札参加申請書
- (2) 提出期限: 令和7年7月23日(水)午後5時
※ 期限までに提出しない者は、入札に参加することができません。
- (3) 提出方法
「11 問い合わせ先」の学務課へ直接持参又はメール、FAXにて提出すること。メール・FAXで提出する場合は、送信後必ず確認の電話をし、原本は入札時に提出すること。

7 入札執行の日時及び場所等

- (1) 入札開札日 令和7年7月24日(木)午後3時半
- (2) 入札場所 那覇市役所本庁舎(那覇市泉崎1-1-1)6階 602会議室

8 入札、開札及び落札者の決定に関する事項

- (1) 入札方法 入札書（市指定様式）による紙入札

※入札金額は消費税及び地方消費税を含めない金額を記入すること。

※同額の入札を行った入札参加者が2者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。

- (2) 入札時提出書類 ア 入札書 ※市指定様式

イ 代理人が入札する場合にあつては委任状 ※市指定様式

※市指定様式は、那覇市ホームページよりダウンロードしてください。

9 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (4) 入札書に記名押印（代理人の場合は代理人の印）を欠く入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (7) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (8) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の者の代理をしてなした入札
- (9) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (10) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (11) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に参加の者がした入札
- (12) 郵送による入札
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札

※詳細は別紙「入札心得」を参照

10 入札保証金、契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：那覇市契約規則第8条第1項第2号により免除する。
- (2) 契約保証金：那覇市契約規則第30条各号に該当する場合は免除する。

11 問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号（本庁舎11階）

那覇市 教育委員会 学校教育部 学務課 振興G（担当：宮里）

TEL:098-917-3505 FAX:098-917-3380

Eメール：E-G-GAKU001@city.naha.lg.jp（GAKUの後ろはゼロゼロイチ）